申告の手続 取得や、申告内容に変更が生じた 場合は15日以内に申告してください。 廃車、譲渡した場合は30日以内に 申告してください。 申告してください。 市役所税務課 市民税係 ☎63―5110 ☎お6一5110

型特殊自動車に該当するものは、軽ルローダなどの建設用自動車で、小自動車や、フォークリフト・ショベ きは、名義変更の申告が必要です。 ター・コンバインなどの農耕作業用 る場合も軽自動車税の対象となりま ください。事業所構内のみを走行す 動車税の対象となりますのでご注意 受けてください。 亡により、新たに所有者となったと 標識(ナンバープレート)の交付を 自動車税の対象となります。 、下表の要件を満たすものは軽自 なお、所有していた方の転出や死 また、公道走行の有無にかかわら 所有している方は、申告のうえ、 用 装置 を備えた農耕 トラク

## ◆小型特殊自動車(軽自動車税の対象)

区分	.	幅	高さ (m)	最高速度 (km/h)	税率	
En'		(m)			現行	平成 28 年4月以降
農耕作業用自動車	_	_	_	35 未満	1,600円	2,400 円
上記以外のもの	4.7 以下	1.7 以下	2.8 以下	15 以下	4,700 円	5,900 円

## ◆申告に必要なもの

事由	必要なもの		
販売店から購入したとき	印鑑、車名や車台番号などが記載された書類		
廃車済みのものを譲り受けたとき	印鑑、廃車受付証		
他市町村から転入したとき	印鑑、廃車受付証(未廃車の場合はナンバー プレートと標識交付証明書)		
市内の人に譲渡した(された)とき	新・旧所有者の印鑑、標識交付証明書		
市外の人に譲渡するとき 他市町村へ転出するとき	印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書		

## 心配ごと相談日(11/15~12/15)

生活のさまざまな心配ごとや困りごとを 気軽に相談できる窓口を開設しています。 お住まいの地区以外での相談もできます ので、ぜひご利用ください。相談は無料で 予約は不要です。直接、相談日にお越しくだ さい。秘密は守られます。

## 事業に関するお問い合わせ

社会福祉協議会本所 **28**1-1155 ※こちらの電話ではご相談は受付けていません。 相談を希望される方は、直接会場にお越しくだ さい。

	地区	相談日	時間	会場	
ī	両 津	11月23日(月) 12月 2日(水) 12月13日(日)	13:00~16:00	   両津福祉センター   しゃくなげ	
		12月 7日(月)	18:00~20:00		
	相川	11月16日(月)			
		11月22日(日)	9:00~12:00	ワイドブルーあいかわ	
1		12月 3日(木)	9.00 - 12.00		
		12月10日(木)			
3	新 穂	12月 7日(月)	9:00~12:00	新穂行政サービスセンター	
1	畑 野	11月25日(水)	9:00~12:00	畑野農村環境改善センター	
]	真 野	12月 7日(月)	9:00~12:00	真野老人福祉センター寿楽荘	
3	羽茂	12月 9日(水)	13:30~16:30	羽茂農村環境改善センター	
į	赤泊	11月18日(水)	13:30~16:30	赤泊福祉保健センターやすらぎ	